

# 古賀市市民活動支援センター施設及び備品等の利用に関する内規

この内規は、古賀市市民活動団体の登録に関する要綱に規定する登録団体の活動を支援するため、古賀市市民活動支援センター「つながりひろば」のミーティングスペース、ロッカー、団体連絡ボックス、貸出し備品等の利用について定める。

## 1 ミーティングスペースについて

- (1) つながりひろば開館時間内に利用が可能で、使用料は無料とする。
- (2) 市民活動に伴う会議、事前の打ち合わせや準備作業、交流等で使用することができる。
- (3) 登録団体は、使用日の前月から予約することができる。定例利用の場合は、つながりひろばが事前に登録団体に希望調査・調整したうえで登録期間中の予約を可能とする。
- (4) 当日予約がない場合は、登録団体以外の市民も使用することができる。ただし、古賀市市民活動支援センター設置要綱に規定する市民活動に限る。
- (5) 使用時間は概ね1回あたり2時間、定例利用は、1団体につき月1回程度とする。

## 2 ロッカーについて

- (1) 登録団体は、1団体につき1個を原則として使用が可能で、使用料は無料とする。  
ただし、ロッカーに空きがない場合はこの限りではない。
- (2) 使用期間は、原則1年とする。ただし、登録団体でなくなった場合は速やかに使用を中止するものとする。
- (3) 使用の用途は、団体の活動に必要な筆記具、道具類、資料図書類等を収納し、現金や貴重品、臭気を発するものや危険物等保管に適さないと認められるものは収容できない。
- (4) 鍵は受付で保管し、鍵の持ち出しを禁ずる。
- (5) 使用中止となった後、物品の引き取りが1か月以上ない場合、物品は処分する。

## 3 団体連絡ボックスについて

- (1) 登録団体は、団体連絡ボックスの利用が可能で、使用料は無料とする。
- (2) 団体間の情報交換又は市や団体内の連絡を行う際に利用できる。
- (3) つながりひろばを気付とする郵便物等受付場所として利用できる。ただし、預かり物の破損や紛失等について、つながりひろばは責任を負わない。

## 4 貸出し備品について

- (1) 地域や団体での活動等を目的に貸出す備品は事前予約を原則として、使用料は無料とする。
- (2) 使用の際は、借用書に必要事項を記入し、終了後は責任をもって返却する。
- (3) 使用に際し、必要な消耗品は使用者の負担とする。
- (4) 棄損又は紛失した場合は、原則使用者の責任により修繕又は弁償し復旧するものとする。

## 5 掲示物について

- (1) 登録団体は、市民活動に関する掲示物について、スペースに空きがある場合は、つながりひろば前掲示板に掲示することができる。
- (2) 登録団体は、スペースに空きがある場合は、市役所、サンコスモ古賀等の公共施設に掲示物を掲示できるものとする。掲示できる施設及び申請手順等は別紙のとおりとする。